

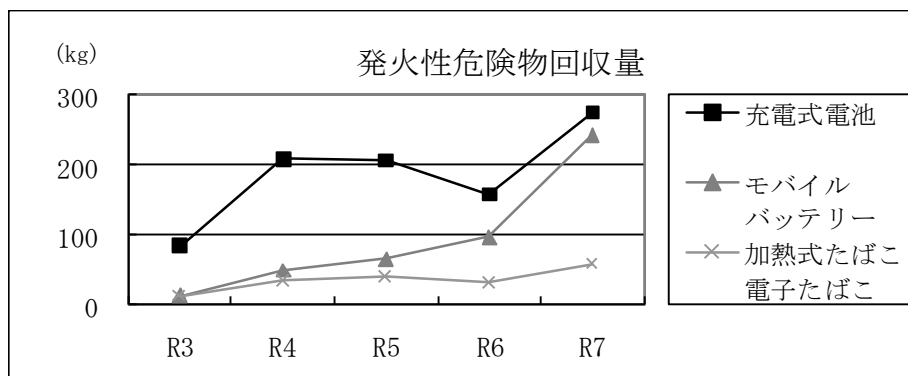
1 発火性のあるごみの現状と課題

(1) 小型家電

- ・ 市内 6 か所に回収ボックスを設置。ボックスの投入口のサイズは 横 30 センチ×縦 15 センチ×奥行 40 センチであり、投入口に入らないサイズの小型家電はリサイクルひろばに排出する。
- ・ 小型家電のうち、充電式小型家電以外は不燃ごみとしても排出可。
- ・ 充電式小型家電は発火の原因となるため不燃ごみとして排出することができないが、その認識がまだ浸透しておらず、不燃ごみとして排出される懸念がある。

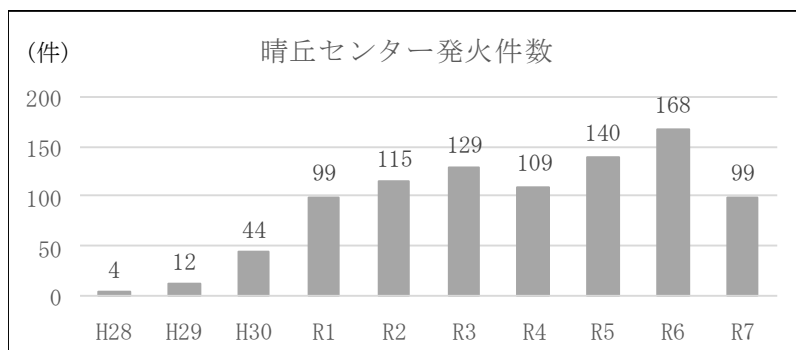
(2) 発火性危険物

- ・ 回収品目は、充電式電池、モバイルバッテリー、加熱式・電子たばこ、スプレー缶、カセットボンベ。月 1 回集積所で回収する。充電式電池、モバイルバッテリーは 15 か所の拠点に設置してあるボックス缶にも排出可。
- ・ 充電式電池、モバイルバッテリー、加熱式・電子たばこの回収量は増加傾向にある。



(3) 発火等発生状況

- ・ 令和 7 年度に晴丘センターで発生した発火等発生件数は 99 件であり、令和 6 年度からは大幅に減少したものの、依然として不燃ごみ等に混入した電池・バッテリー類を原因とした発火が多い状況（89.9%）。



- ・ 令和 8 年 5 月には、集積所で不燃ごみに混入していたバッテリーが原因の火災が発生した。

2 令和7年度に実施した対策等

(1) 啓発活動の実施

- ア 自治会・町内会を通じたチラシの回覧及び啓発ポスターの掲示
- イ SNSの配信（LINE、Instagram）
- ウ 動画配信（尾張東部衛生組合作成動画、行政情報番組）
- エ 広報誌での記事掲載（8月号・11月号・2月号）

(2) 不燃ごみ指定袋のデザイン変更

- ・ 外袋にQRコード及び注意文掲載
- ・ ごみ袋本体に、発火性危険物及び充電式小型家電の混入防止を呼びかけるイラスト等を掲載
- ・ 令和8年4月1日以降の製造分から適用し、店頭に並んでいる状況

3 令和8年度の検討の方向性

充電式小型家電の不燃ごみ混入防止のため、集積所回収を検討する。

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における位置づけ（計画P40）

- ・ 資源化促進のため、小型家電の分別・ルート（集積所）収集の検討を行う。
- ・ 令和8年度までに検討し、令和9年度より実証実験を開始する。

小型家電の分別・ルート(集積所)収集の検討									
年度									
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
← 検討			実証実験 →			判断			

(2) 集積所回収の検討

ア 回収方法

「発火性危険物」の回収品目に、充電式小型家電を追加する。

処理区分	発火性危険物
回収品目	充電式電池、モバイルバッテリー、加熱式・電子たばこ、 <u>30Lの袋に入りきる大きさの充電式小型家電（電気シェーバー、ハンディファン、ワイヤレスイヤホンなど）</u> 、スプレー缶、カセットボンベ
出し方	30Lまでの中身の見える袋に入れてかごに排出 ※かごの大きさ 52×35×27cm（内寸） ※スプレー缶、カセットボンベはそのままかごに排出
拠点回収	継続（回収ボックス6か所、リサイクルひろば）

イ 実施時期

令和9年4月から

※ 令和9年4月～6月は試行期間とし、結果を分析した上で7月以降も継続する。